# 財政健全化に向けた取組

# ・ア 歳入の確保

景気に左右されやすい税収構造や義務的経費の増加などによる財政の硬直化を改善し、 安定した財政基盤を構築するため、歳入の確保に向けた取組を実施します。

## (ア) 安定した歳入の確保

県税や地方交付税などが伸び悩む中で、安定した財政基盤を構築するため、自主財源の 確保に努めます。

- Γ <sub>2</sub> / Λ	m/a 15 C	明4日の柳番
区分	取組項目	取組の概要
(a)県税収入の	徴収対策の充実・強化	法人二税や自動車税などの徴収対策を強化します。
確保	(収入歩合の向上)	個人県民税については、市町村への徴収支援の充実を
		図ります。
	超過課税の継続・検討	法人県民税法人税割の超過課税を引き続き実施します。
		いわゆる「森林環境税」などの新たな超過課税について
		は引き続き検討します。
	経済の活性化による 税収増	県内経済の活性化を図り、今後の税収増を目指します。
(b)未利用県有	未利用県有地の売却	未利用県有地の売却を積極的に行います。
地の売却等	促進・有効活用	処分に時間を要する土地等については、売却までの間、
		暫定的に賃貸する等、有効活用を検討します。
(c)その他の収	その他の収入の確保	適正な受益者負担を求める観点から、コストに見合った
人の確保	(使用料・手数料の	適正な負担水準とするため使用料・手数料を見直し
	見直し	ます。
	│(県有資産を活用した │収入確保)	県有資産を活用した収入確保策を全庁的に検討します。
	4X/\\唯  木	【再掲 P38】
		・県有施設に設置された自動販売機の公募拡大
		・庁舎等を活用した広告掲載
		・ホームページへのバナー広告掲載
		・県で使用する封筒等への広告掲載 等

### (a) 県税収入の確保 (確保目標額 123億円)

課税客体を的確に把握して税収確保に努めるほか、以下の対策を講じて県税収入の確保を 図ります。

### 徴収対策の充実・強化(収入歩合の向上)

主要税目<sup>1)</sup>について、収入歩合を全国平均値<sup>2)</sup>とすることを目標に、徴収対策の充実・ 強化を図り、財源の確保を図ります。

- ・法人二税や自動車税などの徴収対策の強化により、税収確保を目指します。
- ・個人県民税については、市町村への徴収支援の充実を図り、税収確保を目指します。

#### 超過課税の継続・検討

法人県民税法人税割の超過課税<sup>3)</sup>を引き続き実施し、財源の確保を図ります。 また、いわゆる「森林環境税<sup>4)</sup>」などの新たな超過課税については、引き続き検討 します。

### 経済の活性化による税収増

企業誘致の促進や産業の振興など、千葉県を元気にする施策を着実に実行することにより、県内経済の活性化を図り、今後の税収増を目指します。

#### 【注】

- (1) 主要税目:法人県民税、法人事業税、個人県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、軽油引取税。
- (2) 全国平均値: 平成25年度までに収入歩合を全国平均値(H20)とすることを目指す。
- (3) 法人税割の超過課税:「法人の県民税の特例に関する条例」に基づき、法人県民税法人税割の超過課税を実施。 資本金 1 億円超で、課税標準となる法人税額が 1 千万円を超える法人が対象。標準 税率 5.0%に対して超過税率 5.8%を適用(適用期限は平成 22 年 10 月 31 日まで)。
- (4) 森林環境税:個人県民税や法人県民税の均等割の超過課税実施による税収を、森林保全などの財源に充てる 仕組みの通称。

## (b) 未利用県有地の売却等 (確保目標額 30億円)

未利用県有地の売却を積極的に行います。

処分に時間を要する土地等については、売却までの間、暫定的に賃貸する等、有効活用を 検討します。

### (参考)

・未利用県有地の状況(平成21年12月末現在)

(単位:m²)

件数	面積
49	300,217

売却処分可能なもの

未利用県有地の処分実績

(単位:億円・m<sup>2</sup>)

区分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	
金額	18	46	10	7	
面積	168,676	89,255	34,093	12,922	

20年度までは決算額。21年度は最終見込み。

# (c) その他の収入の確保 (確保目標額 3億円)

適正な受益者負担を求める観点から、前回の見直しから相当年数を経過しているもの、 他団体と比較して割安なものなど、コストに見合った適正な負担水準とするため、 使用料・手数料を見直します。

県有資産を活用した収入確保策を全庁的に検討します。【再掲 P26】

- ・県有施設に設置された自動販売機の公募拡大
- ・庁舎等を活用した広告掲載
- ・ホームページへのバナー広告掲載
- ・県で使用する封筒等への広告掲載 等

# (イ) 基金の活用 (確保目標額 135億円)

施設整備のための基金等を活用するとともに、社会経済情勢の変化に伴う基金の使途の変更や所期の目的を達成した基金の廃止等の見直しを行って財源を確保します。

### イ 歳出の抑制

社会保障費などの義務的経費が増加する中で、必要な県民サービスを確保するため、 人件費の抑制・適正化や徹底した事務・事業の見直しなど、歳出の抑制に向けた取組を 実施します。

これら歳出抑制の取組による将来の財政負担の軽減を前提に発行が可能となる地方債を活用します。

# (ア) 歳出の見直し

厳しい財政状況においては、行政の無駄を省き、効率化を図ることが重要であることから、引き続き人件費の抑制・適正化に取り組むとともに、徹底した事務・事業の見直しなどにより経費の削減を図ります。

区分	取組項目	取組の概要
(a) 人 件 費 の	定員管理の適正化	新たな「定員適正化計画」を平成22年8月までに策定し、
抑制・適正化	職員給与の適正化	引き続き職員の削減に努めます。また、事務事業の徹底的
		な見直し等を行い、より簡素で効率的な組織体制づくりを
		進めます。
		職員の給与については、民間の給与水準並びに国及び他団
		体の状況等を踏まえ、引き続き適正化を進めていきます。
(b) 徹底した	事務・事業の見直し	事務・事業の全般について、事業の必要性・緊急性、事業
事務・事業		手法の妥当性等の観点から、徹底した見直しを行うことに
の見直し		より、予算の効率的・効果的な活用を図ります。
		投資的経費については、県内経済の活性化や県民生活への
		寄与などの事業効果の検証を行うとともに、長期的視点に
		立った計画的な投資等にも配慮して、選択と集中により
		予算を重点配分するなど、予算の効率的・効果的な活用を
		図ります。
	公社等外郭団体の見直	平成 22 年度内に、団体ごとの新たな見直し方針を策定
	U	します。平成 24 年度末までに、役職員数、県の財政支出
		額及び団体数を概ね1割削減します。【再掲 P31】
	公の施設の見直し	平成 22 年度中に全施設を点検し、廃止・統合、民間・市
		町村等への移譲、管理運営方法の見直し等の方針を、第三
		者( 行政改革推進委員会 )の視点も加えながら策定します。
		【再掲 P40】
		施設の民間等への移譲に際しては、有償による譲渡にとら
		われず、機能・サービスが維持されるのであれば、無償
		又は低額での譲渡など、移譲方針の見直しを検討します。
		【再掲 P40】

### (a) 人件費の抑制・適正化 (確保目標額 72億円)

### 定員管理の適正化

職員の大量退職や厳しい財政状況を踏まえ、現行計画の取組状況や職員の年齢構成等に考慮した新たな「定員適正化計画」を平成 22 年 8 月までに策定し、引き続き職員の削減に努めます。

また、事務事業の徹底的な見直し、再任用職員の活用、民間へのアウトソーシング等を行い、より簡素で効率的な組織体制づくりを進めます。

### (参考)

・定員適正化計画の実施状況(計画期間:平成 18 年度~22 年度) 18 年度~21 年度までの 4 か年の状況 1,384 人(目標に対する進捗率 79.0%)

(単位:人)

区分	H17 職員数	計画	実績	進捗率
		(H18 ~ H22)	(H18 ~ H21)	
知事部局等	8,656	1,300	910	70.0%
教育委員会事務局	1,140	150	213	142.0%
警察 (警察官以外)	1,172	25	20	80.0%
学校職員(県単定数)	896	276	241	87.3%
合 計	11,864	1,751	1,384	79.0%
(公営企業)	(3,549)	( 610)	( 379)	(62.1%)

#### 給与の適正化

職員の給与については、民間の給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえ、引き 続き適正化を進めていきます。

なお、技能労務職員の給与については、平成20年3月に作成した取組方針を踏まえ、 同種の職にある国家公務員に適用される給料表への移行を含め、給与全般についての 見直しを進めていきます。

### (b) 徹底した事務・事業の見直し (確保目標額 92億円)

### 事務・事業の見直し

事務・事業の全般について、事業の必要性・緊急性、事業手法の妥当性等の観点から、 徹底した見直しを行うことにより、予算の効率的・効果的な活用を図ります。

また、県有施設の維持管理費については、県の施設としての必要性を検証し、指定 管理者制度の導入等、あり方を見直すとともに、県が直接管理運営すべき施設について は、最小の経費で効率的・効果的な管理運営ができるように努めます。

投資的経費については、県内経済の活性化や県民生活への寄与などの事業効果の検証を行うとともに、長期的視点に立った計画的な投資等にも配慮して、選択と集中により 予算を重点配分するなど、予算の効率的・効果的な活用を図ります。

また、厳しい財政状況の中で、効率的・効果的な公共事業を推進していくため、「千葉県公共事業コスト構造改革プログラム 2009」に基づき、引き続きコスト縮減を図ります。

### 公社等外郭団体の見直し

平成22年度内に、団体ごとの新たな見直し方針を策定します。

平成24年度末までに、役職員数、県の財政支出額及び団体数を概ね1割削減します。

【再掲 P31】

#### 公の施設の見直し

平成 22 年度中に全施設を点検し、廃止・統合、民間・市町村等への移譲、管理運営方法の見直し等の方針を、第三者(行政改革推進委員会)の視点も加えながら策定します。

特に、県が直接管理運営している施設については、指定管理者制度の導入をゼロベースから検討します。

施設の民間等への移譲に際しては、有償による譲渡にとらわれず、機能・サービスが 維持されるのであれば、無償又は低額での譲渡など、移譲方針の見直しを検討します。

【再掲 P40】

# (イ) 歳出抑制による将来の財政負担の軽減を前提に発行される地方債の活用 (確保目標額 764億円)

人件費の抑制・適正化や事務・事業の見直し等の取組による将来の財政負担の軽減を 前提に発行が可能となる退職手当債及び行政改革推進債<sup>1)</sup>を活用します。

#### 【注】 (1) 退職手当債、行政改革推進債。

#### 退職手当債

計画を定めて人件費の削減に取り組むことにより確保できると見込まれる償還財源の額の範囲内で発行が可能となる地方債。

### 行政改革推進債

集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して、計画的に行政改革を推進し、財政健全化に取り組むことにより将来の財政負担の軽減が見込まれる額の範囲内で発行が可能となる地方債。

### ウ 財源確保の見通し

歳入・歳出にわたる財源確保策を実施することにより、総合計画期間(H22~H24)中の 財源不足額 約1,100億円を解消します。

さらに、「新規施策等への活用可能額」として、平成23年度及び平成24年度の2年間で110億円を確保し、総合計画推進のための財源とするとともに、財政の弾力性確保のための基金造成や将来負担の軽減(退職手当債等の発行抑制)のための取組に充ててまいります。

### 1.財源不足額(特段の財源対策を講じなかった場合)

	(単位:億円)
24	計
000	4 400

区分	H22	H23	H24	計
財源不足額()	364	355	390	1,109

財源不足額の算定についてはP45を参照

#### 2.歳入の確保

区分	H22	H23	H24	計
県税収入の確保	35	42	46	123
未利用県有地の売却等	11	11	11	33
基金の活用	16	46	73	135
歳入の確保	62	99	130	291

### 3.歳出の抑制・歳出抑制を前提に発行される地方債の活用

区分	H22	H23	H24	計
人件費の抑制・適正化	15	24	33	72
事務・事業の見直し等	18	32	42	92
退職手当債・行政改革推進債	(269)	(260)	(250)	(779)
医概于当镇 门政以半进连镇	269	255	240	764
歳出の抑制	302	311	315	928

<sup>「</sup>退職手当債・行政改革推進債」の金額は、発行に伴う公債費の増額分を控除した後の金額であり、( )内の金額は発行額である。

### 4.財源確保額の合計

財源確何	呆額 (	+ )	364	410	445	1,219
------	------	-----	-----	-----	-----	-------

#### 5. 新規施策等への活用可能額

新規施策等への活用可能額	55	55	110
( + )	33	33	110

### 財源確保額の算出方法

平成 22 年度当初予算を前提として、特段の財源対策を講じなかった場合との比較による財源確保額を算定している。

なお、毎年度、歳出を漸減させていく場合には、前年度の効果額が翌年度も累積していくため、 単年度ごとの効果額は漸増していく。

毎年 10 億円ずつ見直し 3 年間の財源確保額は = 60 億円

(1年目は10億円、2年目は20億円、3年目は30億円)

<sup>「</sup>退職手当債・行政改革推進債」の発行額は、将来負担軽減のため、毎年度10億円程度抑制に努める。

# <財源確保策を反映させた財政見通し>

総合計画期間中の歳出・歳入の見積額(P45)に、財源確保額(P55)を反映させた歳入・歳出の全体像は、下表のとおりです。

(単位:億円)

	区分	H22	H23	H24	計
	県税等 (地方譲与税を含む)	6,746	6,705	6,880	20,331
歳	地方交付税等 (臨時財政対策債を含む)	3,270	3,340	3,330	9,940
入	県債(臨時財政対策債を除く)	897	888	878	2,663
	その他	4,422	4,324	4,072	12,818
	歳入合計	15,335	15,257	15,160	45,752

区分			H22	H23	H24	計
歳出	人件費		5,992	5,919	5,931	17,842
		うち退職手当	646	659	742	2,047
	公債費		1,691	1,704	1,785	5,180
	税関係交付金等		832	832	892	2,556
	県民サービス等の事業費		(6,397)	(6,446)	(6,524)	(19,367)
			6,820	6,802	6,552	20,174
		社会保障費	1,794	1,872	1,879	5,545
		投資的経費	1,495	1,523	1,405	4,423
		その他の経費	3,531	3,407	3,268	10,206
歳 出 合 計			15,335	15,257	15,160	45,752

<sup>「</sup>県民サービス等の事業費」欄の( )内の金額は、国の経済対策に基づく基金事業等の特殊要素を控除した金額。

<sup>「</sup>その他の経費」の主なものは、中小企業振興資金事業(H22:1,600 億円),私立学校経常費補助 (H22:338 億円),病院事業会計負担金(H22:115 億円),市町村水道総合対策事業補助金(H22:28 億円) など

<sup>「</sup>新規施策等への活用可能額」(P55)については、便宜上、「その他の経費」に加算した(それ以外の活用も考えられる)。

### エ 将来負担の軽減に向けた取組

安定した歳入の確保と歳出の抑制に加え、以下の将来負担の軽減に向けた取組を実施する ことにより、持続可能な財政構造の確立を図ります。

### (ア) 建設地方債等の実質的な県債残高の抑制

臨時財政対策債<sup>1)</sup>などを除く建設地方債等<sup>2)</sup>について、将来の償還のための積立金を 除いた「実質的な県債残高<sup>3)</sup>」を抑制します。

#### 【注】

- (1) 臨時財政対策債: 平成 13 年度から、地方全体の財源不足の補てん措置として設けられた特例地方債 (赤字地方債)のこと。臨時財政対策債は個々の地方自治体が発行するが、その 元利償還金の全額が後年度に地方交付税で措置される。近年、地方税の減収等に より地方全体の財源不足が拡大しているため、臨時財政対策債の発行が大幅に増え ている。
- (2) 建 設 地 方 債 等:建設地方債及び退職手当債。
- (3) 実質的な県債残高:将来の償還に備えた積立金の額を、県債残高から控除したもの。

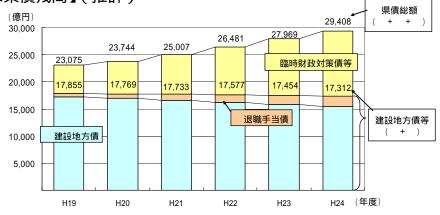
### (イ)健全化判断比率に留意した財政運営

地方公共団体の財政状況を判断する重要な指標として「財政健全化法」により定められている「健全化判断比率<sup>1)</sup>」のうち、「実質公債費比率<sup>2)</sup>」及び「将来負担比率<sup>3)</sup>」について、計画期間における数値を推計したところ、今後とも「早期健全化基準<sup>4)</sup>」を下回る水準で推移する見込みですが、今後もこれらの指標に留意しつつ、健全な財政運営に努めていきます。

#### 【注】

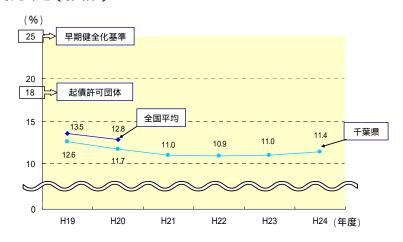
- (1) 健全化判断比率:「地方公共団体財政健全化法」により毎年度決算について公表することとされている財政指標。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」及び公営企業に関する「資金不足比率」の5つの比率で、国が定めた基準以上となった場合には、財政健全化に向けた計画の策定等が求められる。
- (2) 実質公債費比率:財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つ。一般会計等が負担する地方債の元利償還金などの標準財政規模に対する比率。
- (3) 将来負担比率:財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つ。一般会計等が負担すべき実質的な 負債(県債の残高、退職手当支給予定額など)の標準財政規模に対する比率。
- (4) 早期健全化基準:健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。(実質公債費比率:25%、将来負担比率:400%)

# 【実質的な県債残高】(推計)



H20 までは決算額。

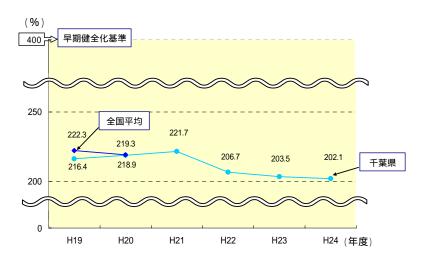
# 【実質公債費比率】(推計)



平成20年度まで確定値。

18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。

# 【将来負担比率】(推計)



平成 20 年度まで確定値。

将来負担比率に算入されている「将来負担額」については P61 参照。